

香芝市告示第8号

令和7年度介護保険料督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、当市健康福祉部介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和8年 1月15日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者

表略